

令和2年2月27日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稻 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

3 番 高 松 昭 三

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 换 佐	高 本	将 行
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長	樋口	久俊
副市長	藤田	洋一郎
教育長	中村	和彦
総務部長	大代	昌浩
総務部理事	納塚	眞琴
市民部長兼福祉事務所長	橋村	直子
産業部長	井山	正昭
建設環境部長	寺島	靖久
会計管理者兼会計課長	中下	剛
総務課長	岩島	善孝
総務課参考事	江頭	憲和
人権・同和対策課長	江口	清一
企画財政課参考事兼選挙管理委員会事務局長	川原	逸生
市民課長	梶山	照之
税務課長	山口	徹也
保険健康課長	中村	祐介
福祉課長	染川	康輔
産業支援課長	江島	裕臣
商工観光課長	藤家	隆隆
農林水産課長	下村	浩信
農業委員会事務局長	田中	宏幸
都市建設課長	山浦	康則
都市建設課参考事	藤井	節朗
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長	田代	章
水道課長	広瀬	義樹
教育次長兼教育総務課長	山崎	公和
生涯学習課長兼中央公民館長	幸尾	かおる

令和2年2月27日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）
(報告、質疑)

日程第2 議案第7号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（質疑、討論、採決）

日程第3 議案第8号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）

日程第4 議案第9号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）

日程第5 議案第10号 令和元年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について（質疑、討論、採決）

日程第6 議案第11号 令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）

日程第7 議案第12号 令和元年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）

日程第8 議案第13号 令和元年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

なお、新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐために、当面の間、議場及び会議室の入り口に消毒液を設置しておりますので、入室の際は事前に消毒をお願いしたいと思います。また、マスクの着用をお願いしておりますけれども、発言の際はマスクを外してお願いしたいと思います。

日程第1 報告第1号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1. 報告第1号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。中島会計管理者。

○会計管理者（中島 剛君）

おはようございます。それでは、報告第1号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づきまして、次のように専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分いたしましたのは、交通事故の損害の賠償でございます。

事故の内容は、庁用車による追突事故でございます。

事故の発生日時は、令和元年11月21日でございます。

その場所は、鹿島市大字高津原国道207号井出～西葉線の上り線で、東町交差点から北へ約100メートル行った地点でございます。

事故の概要について申し上げます。

職員が公務で庁用車を運転し、市内金融機関へ向かう途中、直前を走行中の自動車の減速に対応が遅れ、後方より追突したものです。相手方の自動車は後部を破損しております。相手の方は、市内在住の女性の方でございます。幸いにして、けがなどあっておりません。また、当該職員についても同様にけがはありませんでした。

令和2年1月6日に示談が成立しましたので、同日、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づきまして専決いたしております。

なお、相手方の損害賠償金額451千円は全額、全国市有物件災害共済会の保険金で賄っております。

職員の運転につきましては、日頃より安全運転を心がけ、十分注意するよう指導を行っているところでございますが、今後は、なお一層徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、報告いたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

日程第2 議案第7号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 議案第7号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

総務課からは、議案第7号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は8ページから、議案説明資料は1ページからでございます。

議案書8ページの提案理由といたしましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正したいので、この案を提出するものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料で御説明いたしますが、まず2ページのほうをお願いします。

1番目の改正理由でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、引用する条文の整理をしたいので、関係条例の改正を行うものでございます。

2番目の改正理由でございますが、地方自治法第243条の2の条ずれに伴い、鹿島市の2つの条例において地方自治法を引用する箇所について整理するための改正を行うものでございます。

まず1つ目が、第1条といたしまして、市長の専決処分事項の指定に関する条例の一部改正で、2つ目が、第2条といたしまして鹿島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

ページの中段には、地方自治法の新旧対照表の抜粋を記載しておりますが、「第243条の2」を「第243条の2の2」へ改正となります。

3番目の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

ページを戻りまして、1ページをお願いします。

改正に伴う新旧対照表でございますが、第1条並びに第2条のアンダーラインの部分が引用条項であり、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものでございます。

以上で御説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第7号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

理に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第7号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3. 議案第8号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。梶山市民課長。

○市民課長（梶山照之君）

それでは、議案第8号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は10ページでございます。

提案理由は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料で説明いたします。

資料の4ページをお願いします。

2の改正内容としまして、これまで成年被後見人は一律に印鑑の登録ができませんでしたが、成年被後見人であっても、意思能力を有する者として所定の要件を満たしている場合は印鑑の登録を可能にするため、登録資格について改正を行うものであります。

成年被後見人の意思能力の有無につきましては、法定代理人が同行しており、かつ成年被後見人本人による申請がなされたときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として取り扱うことになります。

施行期日につきましては、公布の日としております。

参考として、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正新旧対照表を記載しています。アンダーラインの部分が改正箇所で、印鑑の登録を受けることができない者として「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める内容になっています。

条例改正に伴う新旧対照表は、資料の3ページになります。

第2条第2項中、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第8号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第8号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4. 議案第9号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

総務課からは、議案第9号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は12ページから、議案説明資料は5ページからでございます。

議案書12ページの提案理由といたしましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料で御説明いたしますので、まず6ページのほうをよろしくお願いします。

1番目の改正理由でございますが、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員が行う服務の宣誓に関し、所要の改正を行うものでございます。

2番目の改正内容でございますが、会計年度任用職員制度の導入前の任用形態や任用手続が様々であることに鑑みて、ページの中段に抜粋しております地方公務員法第31条の規定に基づく服務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことが望ましいことから、会計年度任用職員の服務の宣誓については、別段の定めをすることができる旨を追加する改正を行うものでございます。

3番目の施行期日は令和2年4月1日でございます。

ページを戻りまして、5ページをお願いします。

改正に伴う新旧対照表でございますが、第2条第2項のアンダーラインの部分が今回の関連箇所であり、会計年度任用職員の服務の宣誓に関し、追加の改正を行うものでございます。

以上で御説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

まず、宣誓書の内容を教えてください。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

宣誓書の内容、これは現在、正規職員も新規採用のときは宣誓書として署名して提出を行っていただいておりまして、その文面を読み上げさせていただきたいと思います。

宣誓書。私は、ここに主権が国民に存することを認め、日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。この後に日付が入って、氏名が入って押印ということで提出をしていただいて、正規職員の場合は、これまで代表者が1人宣誓を行っていただいて手続を終了することになります。

今回の会計年度任用職員に関しても、まず最初にALTの方が対象になります。現在2名いらっしゃいまして、今年度8月から採用されておりますが、これも今まで書面的にはもらっていたいただいておりましたが、今後も署名と提出をしていただくことになります、要は同じ内容でございますが、今回の法整備によりまして手続の捉え方が少し変更になるとということになってまいります。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

この宣誓で職員は、誠実かつ公正に職務に当たると誓い、職務に当たります。

この宣誓した内容に反した不誠実な職務に当たる行為をした職員が新聞報道をされました。

1月25日の新聞報道で、市職員のセクハラ報道がありました。

セクハラとはセクシュアルハラスメント、相手の意に反して、性的言動によって働く上で不利益を被ったり、性的な言動によって就業環境を妨げる行為を言います。報道によりますと、40代男性職員から女性職員3名に対してセクハラ行為があり、減給処分としたとの記事

が記載されました。

鹿島市の懲戒処分の指針については、国、県に準じてつくられていると思います。人事院の懲戒処分の指針の標準例の中に、「セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）」の項目の「相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。」と人事院の懲戒処分の指針に示されています。

鹿島市役所の中でこがんことのあっとやろうか、市役所の中がおかしくなつとつやなかねと市民の方から、特に女性の方からよく批判を受けます。鹿島市職員の、市役所の信用は現在失墜しております。信頼を回復するためにはかなりの努力が必要です。二度とこのような行為が行われることがないよう、厳しい監督をしていただきたいと強く要望します。

執行部の答弁を求めます。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。大代総務部長。

○総務部長（大代昌浩君）

御質問の件ですけれども、まず、鹿島市の懲戒処分の公表基準につきましては、免職、停職を原則公表すると、それ以下については公表しないということになっております。

今回の件につきましては厳正に対処しておるところでございます。今後このようなことがないように、十分職員に周知をし、管理職をはじめ職員には研修等を実施して厳重に対処しておるところでございます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に

については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

次に……（「議長、すみません。ちょっと議事ば止めてもらえませんでしょうか。ちょっと止めてもらつていいですか。ちょっとだけ」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（角田一美君）

会議を再開します。

日程第5 議案第10号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 議案第10号 令和元年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案第10号 令和元年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

議案書は14ページでございます。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出ものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に40,111千円を追加し、補正後の予算の総額を15,387,381千円といたすものでございます。

翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、第2表 繰越明許費補正によります。

地方債の追加、変更は、第3表 地方債補正によります。

2ページから8ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

9ページをお願いいたします。

第2表は、諸般の事情で予算の一部を令和2年度に繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。大雨・台風被害支援対策事業以下17事業を令和2年度に繰り越して執行する予定といたしております。

繰越理由等は、議案説明資料16、17ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

11ページから14ページは、第3表 地方債補正でございます。国の追加内示に伴い、社会

資本整備総合交付金事業（補正予算債）28,000千円を追加いたします。

市民会館建設事業以下27事業は、計画変更または事業費の確定等に伴い、総額651,900千円から509,100千円に変更するものでございます。

15ページから17ページにつきましては、今回補正の事項別明細書となっております。

18ページから89ページにつきましては歳入歳出の補正内容となっておりますが、内容の説明は、別添の議案説明資料に基づき、後ほど御説明申し上げます。

90ページから92ページは、一般会計の給与費明細書でございますが、補正の内容に人件費の補正が含まれておりますので、その明細等をお示しいたしております。

93ページをお願いいたします。

地方債の現在高調書でございます。右端の一番下の欄の11,354,530千円が、今回補正後の市債の現在高となっております。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、別冊、議案説明資料7ページをお願いいたします。

7ページから9ページにつきましては、今回補正の増減の比較表でございます。7ページが歳入、8ページが歳出の目的別、9ページが歳出の性質別の増減比較表でございます。

10ページをお願いいたします。

主な歳入補正の概要でございます。

ナンバー1から4は市税でございまして、決算見込みにより調定額の増、または減をいたしており、個人市民税は8,000千円の増、法人市民税は25,400千円の減、固定資産税は14,000千円の増、そして、市たばこ税は23,000千円の減をそれぞれいたしております。

ナンバー5の子ども・子育て支援整備交付金は、放課後児童クラブ施設整備事業に伴う国の補助率がかさ上げされたことによる増でございまして、14,404千円増額いたしております。

ナンバー6の観光振興事業費補助金は、補助金の追加内示により16,000千円増額いたしております。

ナンバー7の社会資本整備総合交付金（道路事業）は、国の補正予算に伴う増などによりまして9,745千円増額いたしております。

ナンバー8の国宝重要文化財等保存整備費補助金は、事業費確定により15,952千円減額いたしております。

ナンバー9のさが園芸農業者育成対策事業補助金は、事業費確定により40,413千円減額いたしております。

ナンバー10の産地パワーアップ事業補助金は、国の補正予算に伴い、229,975千円を計上いたしております。

11ページをお願いします。

ナンバー11の農村地域防災減災事業費補助金は、ため池等整備事業に伴う国の補正予算の

増により16,500千円を計上いたしております。

ナンバー12の土地建物売払収入は、旭ヶ岡住宅跡地、3区画、里道、水路、3か所の売却により17,106千円増額いたしております。

ナンバー13のふるさと人材育成支援寄附金は、青少年教育のため、佐賀西信用組合様、個人2名様から御寄附をいただきましたので、3,150千円増額いたしております。

ナンバー14の社会福祉費寄附金は、株式会社スーパーもりナガ様、佐賀フランコ向上委員会様から障害福祉を目的とした御寄附をいただきましたので、519千円を増額いたしております。

ナンバー15の市町村振興宝くじ収益金交付金は、サマージャンボ及びハロウインジャンボの収益金交付金が確定いたしましたので、9,075千円を増額いたしております。内訳は記載のとおりでございます。

ナンバー16のポートレースチケットショップ鹿島環境整備協力交付金は、売上げ見込みの増により5,000千円増額いたしております。

ナンバー17の介護保険広域負担金精算金は、決算見込みにより16,314千円増額いたしております。

ナンバー18の後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金は、過年度分精算により31,311千円増額いたしております。

ナンバー19の社会資本整備総合交付金事業債は、国の補正予算等に伴い1,6,000千円増額いたしております。

ナンバー20の小学校大規模改造整備事業債（古枝小学校）は、事業費の確定に伴い、24,900千円減額いたしております。

12ページをお願いします。

歳出につきまして御説明申し上げます。

ナンバー1の総務管理事業は、職員退職手当の増などにより18,455千円増額いたしております。

ナンバー2の財政管理事業は、国庫負担金（過年度分）55,678千円など、55,628千円を増額いたしております。

ナンバー3の基金積立金管理事業は、公共施設建設基金積立金15,993千円の増などで17,829千円を増額いたしております。

ナンバー4のふるさと人材育成支援事業は、佐賀西信用組合様、個人2名様からの指定寄附により、ふるさと人材育成支援基金積立金など2,586千円増額いたしております。

ナンバー5の廃止路線代替バス運行事業は、事業費確定による補助金の増により1,924千円増額いたしております。

ナンバー6の生活交通路線維持費補助事業は、事業費確定による補助金の増により12,449

千円増額いたしております。

ナンバー7の地域福祉基金活用事業は、株式会社スーパー・モリナガ様から障害福祉への指定寄附による同基金積立金の増により559千円増額いたしております。

ナンバー8の心身障害児通園施設「すこやか教室」運営事業は、佐賀フラメンコ向上委員会様から、すこやか教室への指定寄附により20千円増額いたしております。

13ページをお願いします。

ナンバー9の保育対策総合支援事業は、保育補助者雇用強化事業など事業費確定見込みによる減により14,548千円を減額いたしております。

ナンバー10の子育てのための施設等利用給付費は、事業費確定見込みの減により14,927千円を減額いたしております。

ナンバー11の児童手当は、対象者数の減により11,000千円減額いたしております。

ナンバー12のさが園芸農業者育成対策事業は、事業費確定により49,822千円減額いたしております。

ナンバー13の産地パワーアップ事業は、国の補正予算に伴う増で237,475千円増額いたしております。トマトの環境制御型耐候性ハウス建設でございます。

ナンバー14の大雨・台風被害支援対策事業は、事業費確定により10,544千円減額いたしております。

ナンバー15の地域農業水利施設ストックマネジメント事業（鹿島地区）は、事業費確定により9,868千円増額いたしております。

ナンバー16のため池等整備事業（調査計画・耐震化工事）は、国の補正予算の増により6,600千円増額いたしております。黒岩ため池耐震化対策実施設計委託料でございます。

14ページをお願いします。

ナンバー17のため池等整備事業（漏水調査・対策工事）は、国の補正予算の増により10,100千円増額いたしております。郡山ため池漏水調査委託料でございます。

ナンバー18の祐徳門前町街づくり事業は、観光地域振興無電柱化推進事業補助金、国庫補助金の追加内示による事業費の増により23,000千円増額いたしております。

ナンバー19の社会资本整備総合交付金事業は、国の補正予算に伴う増などにより22,202千円増額いたしております。

ナンバー20の都市計画道路井手・西葉線整備事業は、県工事負担金の減により11,250千円減額いたしております。

ナンバー21の小学校大規模改造整備事業（古枝小学校）は、事業費の確定により11,698千円減額いたしております。

ナンバー22の伝統的建造物群保存地区対策事業は、事業費確定見込みにより31,820千円減額いたしております。

ナンバー23の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、事業費確定見込みにより27,489千円減額いたしております。

ナンバー24の借入金利子償還金は、決算見込みにより14,141千円減額いたしております。
15ページをお願いします。

令和元年度の県営事業に伴う負担金一覧でございます。表の中の括弧書きの部分が今回の補正額となっております。

16ページをお願いします。

繰越明許費は、17事業、総額641,513千円でございます。令和2年度に繰り越す繰越明許費の内訳と繰越理由は一覧のとおりでございます。御参照ください。

18ページは市債の現在高見込み、19ページは積立基金の状況でございます。内容は御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

私のほうからは一般会計の補正予算について質問をいたしますが、補正予算書の61ページ、浄化槽整備事業補助金のところですが、3,718千円減額になっております。この浄化槽整備事業補助金として市町単独分としては3,718千円というのは非常に大きいと思うんですけれども、当初見込んでおられた浄化槽を設置される分と、実際どのくらいの世帯の方が設置をされたのか、まず答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えいたします。

浄化槽整備事業補助金ですけれども、これにつきましては当初60基の設置を予定しておりまして、現実的に今後の予測を含めまして53基ということで想定をいたしまして、3,718千円の減額をさせていただいております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

そしたら、今年度60基の予定が、実際は53基つけられたということですね。例えば、新規で建て売りとか、最近市内も新規の住宅なんかもできているわけなんですけれども、新築の物件というのは当然まだ住んでおられませんので、住人の方が申請はされないと思うんですけれども、こういった場合というのは補助はどうなっているんですか。例えば、建築される

会社に対して補助をされるのかどうか、そこをちょっと教えてください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

浄化槽の補助金につきましては、建築主、つまり申請者に対してまして補助をいたすということで、基準設置額の40%相当になるところです。（38ページで訂正）

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

そしたら、この補助というのはあくまでも申請者というか、個人に対してということで、家を建てられる事業主に対しては全く補助がないということで理解しておってよろしいですか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

申請者でありますので、事業主でありましたら、そちらの方にも補助をするということにいたしております。（38ページで訂正）（「もうちょっと丁寧に答弁をせんば」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

もう少し丁寧に説明をお願いします。

○環境下水道課長（田代 章君）続

失礼いたしました。

建築主ですので、施主の方に補助をすると、補助の対象になります。（38ページで訂正）

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

ちょっと分かりにくかったんですけども、その建築主、施主の方に対して補助はされるということ、それは分かります。ところが、最近、新築なんか家が建っていますよね。そこが、例えば、浄化槽とかの整備をされて新築をされた場合の補助についてお聞きしているんですよ。それは法人とかにも補助があるんですか。まだ住まれていませんよね。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

補助の対象は、個人、法人を問わず、浄化槽の設置申請者に対しまして補助をするということでございます。（38ページで訂正）

○議長（角田一美君）

4番 杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

そしたら、今の答弁でいきますと、実際新築でまだ住まれていないところであって、家を建てられる業者、例えば、法人ですね、建築会社が申請をしたら、その法人に対しても補助をされるということで理解してよろしいですね。——分かりました。この質問は、また一般質問でしますので、このくらいにしたいと思います。

次に、補正予算書の74ページ、JR肥前鹿島駅周辺整備に関して質問をしていきたいと思うんですが、この検討委員会の報酬というのが減額になっておりますけれども、駅周辺整備検討委員会の委員の方の数、それから年に何回ぐらい委員会を開催されているのか、まずお聞きします。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

肥前鹿島駅周辺整備検討座談会を今年度から行っておりまして、メンバーは13名ということで、商工会議所、観光協会、交通事業者、あと大学生とか、区長さんの代表の方と、あと交通処理の専門家、あと大学の先生とかも入っていただいております。

回数につきましては、現在2回開催しております、3月にあと1回開催ということで予定をしておるところでございます。

○議長（角田一美君）

4番 杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

そしたら、この309千円減額になった理由というのは何でしょうか。回数が減ったのか、それとも委員の方が当初予定より減ったのか、理由をお聞かせください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

当初5回程度ということで見込んでおったんですけども、現在3回ということで、2回

ほど回数が減ったということと、あと出席者の方が全員さんがなかなか日程がそろわなくて数名欠席されたということで、その分の報酬のほうが減額になったということでございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

令和2年度、来年度の佐賀県の当初予算案なんですが、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」ということで、大きく4つのテーマがあります。その4番目の「さがの未来につなげる」というテーマの中で、肥前山口～肥前大浦の沿線地域が光り輝くように支援をするというふうにあります。

鹿島酒蔵ツーリズムが、2019年度、今年度ふるさとづくり大賞の最優秀賞を受賞されております。来年度、令和2年度の秋から長崎本線への観光列車が週に2回運行されるというふうに聞いております。その観光列車の運行に併せて肥前浜駅に利き酒のスペースを設置するとありますが、肥前鹿島駅に50分程度停車をするということで聞いております。この観光列車については、新幹線も今後開通をするわけですが、長崎本線の沿線沿いの町が光り輝いていくために観光列車の運行ということを考えて走らせるということでございます。祐徳門前とか酒蔵通りの玄関口としてこの肥前浜駅が観光ということで大きくクローズアップされるということは大変喜ばしいことだと思っております。

一方で、鹿島市の玄関口であります肥前鹿島駅についても、やはり沿線地域が光り輝くような、そういった取組の中でこの検討委員会を中心にしっかりと議論をしていただきたいと思っております。

鹿島市には6つの酒蔵があります。肥前鹿島駅の近くには矢野酒造さんとかもありますし、また、能古見の馬場酒造さんとかもあります。この6つの酒蔵の特徴というか、鹿島市の魅力というのを肥前鹿島駅の整備事業の中でしっかりと取り上げていくとか、あるいは有明海の特徴であるノリの生産とかムツゴロウ、こういったところも鹿島市の特徴としてしっかりと玄関口であるJR肥前鹿島駅の整備に大きく取り組んでいっていただきたいと思っております。ハード面だけでなく、こういったソフト面について、この周辺整備事業というのは非常に重要な重要なことだと思っております。

実は昨年の秋に、私たちまちづくり対策特別委員会は、駅周辺整備事業の視察に行ってまいりました。その中で、大分県の日田市、宮崎県の延岡市の視察をしてきたわけなんですが、日田市の場合は地元の特徴であります杉、天然の木のぬくもり、こういった地域の素材を使って温かさとか表玄関としてのおもてなしの空間づくり、こういったことに力を入れておられましたので、ぜひ鹿島市も鹿島市の特徴であるそういった自然とか、あるいは酒蔵とか、こういったことを強調していただいて、こういったおもてなしの空間づくりをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

4番杉原議員に申し上げます。会議規則第53条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べることができませんので、注意をいたします。議案に対する質疑に限定して質問をお願いします。

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

分かりました。このJR肥前鹿島駅周辺整備についての今後の取組についてちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど私の所見も申し上げましたが、この駅前周辺整備というのは非常に重要なことだと思っておりますので、その辺のところの今後の取組、計画について答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えしたいと思います。

今年度、先ほども申しました座談会を開催しております。その中でいろんな方から意見をいただいているので、これを踏まえまして、次年度以降は全体構想などをつくっていって周辺整備の計画を立てていきたいなと思っているところでございます。令和4年から長崎本線の減便も行いますので、鹿島市の玄関口である駅舎とか、あと駅前の広場とかの再検討を行いまして、手戻りがないような形で次年度以降、方針を固めていきたいと思っております。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

ここで10分ほど休憩します。11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ここで、執行部から4番杉原議員の浄化槽整備事業に対する答弁の訂正の申出があつておりますので、これを許します。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

浄化槽の設置補助につきまして、誤った答弁をいたしておりまして、修正をいたしたいと思います。

法人、あるいは個人全てに補助を出すということでお答えをいたしておりましたけれども、法人の方には補助はしていないということで鹿島市は統一しているところです。

したがいまして、建て売り住宅につきましては、分譲されて購入された方個人が設置の申

請をしていただくということに対して補助ということになります。

その申請を受けまして、市が着工前の現地を確認いたしまして、工事を着手、あるいは竣工を見て補助金、検査を行った後、補助という工程になります。

以上です。

○議長（角田一美君）

議案第10号の質疑を続けます。ほかに質疑はありませんか。8番稻富雅和議員。

○8番（稻富雅和君）

8番議員の稻富です。1点だけ質問させていただきます。

まず確認です。予算書ですけれども、予算書208ページのほうに埋蔵文化財調査測量等委託料というのがあります。そして、今回……（発言する者あり）いや、31年度です、今。

○議長（角田一美君）

質問の資料ページを。

○8番（稻富雅和君）

じゃ、今回の予算書のほうから行きます、すみません、順番を間違えていました。

予算書の83ページ、委託料です。

埋蔵文化財調査測量等委託料ということで、委託料が14,460千円の減ということで今回予算が上げられておりまして、私は総務のほうの委員会でありまして、文教のほうは資料を頂いておりまして、その中には市内遺跡埋蔵文化財調査事業というのがありまして、金額がちょっと14,460千円とその中の委託料が14,400千円と少し違う部分がありますけれども、この文言、事業費の内容は同じものでしょうか。

○議長（角田一美君）

暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（角田一美君）

会議を再開します。

幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

この資料は埋蔵文化財の測量委託料14,460千円と、文教の資料とおっしゃいますと、こちらのほうにも市内の埋蔵文化財の調査事業費ということでありますけれども、これは文化財の2つの事業が、文教の資料の分は文化財保護として一般にある文化財、今、市内にある文化財を保護する事業と、それから市内の遺跡埋蔵文化財を調査する事業というのがありまして、それが市内の文化財の調査事業のために、そこにあります委託料としては14,460千円ですけれども、こちらのほうに上がっている分については資料をお持ちでない方もいらっしゃ

いますけど、もう一つ別に消耗品とか、そういう事業の中身も入っていますので、ちょっとその分で数値が違っているんですね。（「余計分からんやった」と呼ぶ者あり）はい、すみません。

○議長（角田一美君）

質問者の分かりやすいように答弁をお願いします。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

事業は同じです。事業の中身については市内の遺跡埋蔵文化財の調査事業のための委託料ということです。金額について——すみません。

○議長（角田一美君）

8番稻富雅和議員。

○8番（稻富雅和君）

文言が少し違いますけれども、一緒の事業ということで理解していきたいと思います。

そういった中で、前の予算書も少し見てみましたけれども、この予算自体が今年度が初めての予算だったと思います。

そこで、質問でありますけれども、予算をつけるに当たって計画等々、大体の計画をしてから調査委託の予算をつけられたと思いますけれども、最初、平成31年度になりますね、そのときにはどういう計画でこの予算をつけられたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

文化財の市内の遺跡埋蔵文化財調査事業ですけれども、文化財保護法に基づいて市内の埋蔵文化財の宝蔵地で開発を行う場合には、市のほうで民間開発業者の費用負担によって開発者と市が委託開発者と市が委託契約を取り交わして調査を実施しますけれども、今年度はその対象事業がなくて、それについてする必要もなかったということから落としておりますけれども、これについては毎年発生したときから補正予算を上げてまで時間的な余裕がない場合もあるために、あらかじめ3か月程度の調査費用を確保しておいて、調査が円滑に実施できる体制を取る必要があるために、当初予算で毎年15,000千円の予算を計上しておるというのが通常でございます。前年度についてもそのような予算措置をしております。

○議長（角田一美君）

8番稻富雅和議員。

○8番（稻富雅和君）

分かりました。こうした場合、今後になると思いますけれども、二、三年調査する内容がなかった、今後本当にあるのかどうなのかという部分もあると思いますけれども、今後もうやって予算をつけしていくということでおろしいでしょうか。

○議長（角田一美君）

幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

この分については、すぐに調査ができるようにということで、当初予算でつけて、その後にその対象事業がなければその必要がないということで減額するということになるかと思います。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

1番の中村日出代です。教育費についてちょっとお伺いします。

この一般会計補正予算の教育費が79ページ、80ページ、81ページ、82、83、84、85ページと全て減となっていますけど、執行率が悪いんですけど、これは全て減額した金額は大体どれくらいになりますか。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

教育費の全てを減額ということでございます。

議案説明資料8ページを御覧いただきますと、最初の目的別の増減が書いてございまして、表側番号10、教育費で70,549千円の減額というふうになってございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

その執行率の悪い理由を教育委員会のほうにお尋ねします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

教育費のほうの執行率が悪いというお尋ねだと思いますが、執行率が悪いということの表現よりも、もともと当初、想定をしてとか、先ほどのような文化財調査も含めまして、可能性のあるものも含めて予算立てをしております。

その中で、今回の補正につきましては、事業費の確定とか、いろいろな3月末までの執行見込みを見たところで補正をして減額しているという状況でございます。必ずしも、もとも

と決まっていた、予定をしていたものを行わなかったとか、執行しなかったというだけの減額ということではなくて、いろいろなことを想定して予算をつけていたものについて必要がなかったものを含めて減額をしているということで考えております。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは、想定していたことが全然想定でなくなったということでしょう。積算というか、予算を立てたときに、それは全然合わないのを予定していたということですか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

その減額の理由は、個々に言えば一つ一つその減額の理由というのを上げてあると思いますけれども、もともとからちつとこれだけのことを行います、これについてこれだけの金額は絶対必要ですというふうな予算立てということばかりではなくて、最低限必要な部分もありますけれども、それにプラスの部分というんですかね、発生するという可能性もあるという部分も含めて当初予算というところでは、そういったところも含めております。

それから、例えば入札等を行いまして、入札減になる部分もありますので、そういったところも含めまして今回補正をして減額しているという部分も含めて、必ずしも議員が言われるように、もともと予定をしていたものをしていなかったとか、そういったものが全てということではございません。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

一つ一つの項目だったら今のお話分かりますけど、これは減額が何十でありますね。そしたら減額が全て何か所もあるじゃないですか。これはこれなりの理由がないと分からぬでありますよね、全体的に。一つ二つは分かりますよ。一つ一つは理由があるのは分かります。しかし、何十個とあったということは、その全体的な予算立てが悪かったんじゃないですか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

予算立てについての話ですけれども、全体で言われるように、たくさんの事業とかいろいろな制度の中で予算立てをしております。

それぞれに一つ一つの事業とか制度について細かく予算立てをしておりますので、全体で見れば、確かに金額的にそういったものは積み重ねなのでまとまった金額になりますが、当然、一つ一つの事業について、そういった先ほど言ったような予算立て、想定される部分とか可能性のある部分も含めて予算立てをしておりますので、当然そういった形で結果的にはそういった金額が積み上がってくるということを考えています。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

言いたいのは、教育費がやっぱり減額になるというのはいかんですよね。子供たちを大事にして育てるということであれば、教育費が高くなつて、その予算が大きくなるのは分かりますけど、この減額されるというのは、我々にとってはちょっと理解ができませんので、まず予算をつくるときには確実に執行できるような予算をつくってしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

15番議員の松田です。2点質問をさせていただきたいと思います。

本日頂いた議案の説明資料の中で、ため池の事業のほうが入つていると思いますけれども、1つは耐震、もう一つは漏水ということで、国の補正予算に伴うということで計上をされております。

これは以前も質問しましたが、農林水産省のほうが重点ため池の位置づけをされて、その後、耐震、漏水含めて計画的な整備をやりなさいと、特に防災を含めてということであったと思いますが、今回、2か所の耐震、漏水の計上がされておりますけれども、これは突発的にやらないといけなくなったのか、もう一つは計画的に考えていた中で、国の補正予算が伴つたので上げられたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

ため池の御質問でございます。

議案説明資料の13ページの最後と14ページの一番最初、16番、17番に記載をいたしております。

そこで、ため池のまづは黒岩ため池、16番のほうでございますが、これは国の補正予算に伴う増ということで、これはもともと計画が耐震調査を実施しておりますのが、平成30年に

実施をいたしております。

そこで、耐震の実施計画としましては令和3年度を予定していたわけですが、国の補正予算がつきましたので、これは令和2年度の補正ということで、繰り上げて実施をするものでございます。

なお、黒岩につきましては、耐震の基準1.2を若干下回ったということで、まずはこういった設計をし、工事を行うというところでございます。

それからもう一つ、17番の郡山ため池の漏水調査でございます。

郡山ため池につきましては、議員も以前からよく御承知であると思いますけれども、これまでも郡山のため池の漏水については様々な取組を行ってきております。そこで新たに補正がつきましたので、ここもため池の直下のほうに住宅もある防災重点ため池ということで今回指定を受けましたので、その事業を活用いたしまして漏水のための調査を実施するということで、これも国の補正予算、計画には上がっておりませんでしたけれども、補正がついたのでやるということで実施をいたすものでございます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

それでは、今回、国の補正予算に伴うということでありましたけれども、実際、市内のため池のほうは調査をされたと思うんですが、今後、耐震化を行わなければならないため池が市内に何か所あるのか、また、今、市内のため池で漏水等の整備をしなければならないのが何件あるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

これまで防災重点ため池が市内に12か所ございました。

そこで国のはうは、住宅地がある防災重点ため池に該当しないため池が決壊を全国的にしているところがあるということで、鹿島市ではございませんけれども、新たに耐震の基準を見直しまして、鹿島市で新たに9か所、現在21か所が防災重点ため池に指定をされております。

そこで早速、9か所につきましては防災のためのハザードマップの作成を次年度に対応いたすように国に要請いたしております。その後におきまして、耐震調査、耐震工事ということで順次計画を立てて実施していくというふうなことになると考えております。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

計画的に取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、18番の祐徳門前街づくり事業という中で、ちょっとこれは確認なんですかけれども、議案の説明資料の16ページ、こちらのほうで一般会計の繰越明許費の見込額ということで、商工費の祐徳門前街づくり（街なみ環境整備事業）ですけれども、これが上がっておりまます。

今年度の予算のときにもお話をしたと思いますが、毎年3か所ずつぐらいを目標にやっていきたいということで、多分、昨年度もこれは繰越明許費というか、流れたんじゃないかなと思うんですけれども、今回も街環事業として取り組むことができなかつたのか、そこはお伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

祐徳門前地区の街づくり事業につきましては、昨年度は繰越しではなく皆減ですね、予算は減額補正をさせていただいたと思います。それで、平成31年度、令和元年度の予算につきましては、当初予算で母屋3軒分の18,000千円、それと12月補正におきまして、屋根の修景の2,000千円掛ける3軒の6,000千円を合わせて計上して、合計が24,000千円となっております。

今現在の状況といたしましては、3軒設計が終わられて、ちょっと年末年始等はどうしても工事ができないという門前地区特有の理由がございますので、今回繰越しとなった経過でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

それでは、この繰越しされた3軒については次年度に確実に事業をやられるということと、また来年度も来年度予算とつけなければならないと思いますが、この辺を本当に地元の方々との話合いがきちんとやられているのか、事業の進捗状況を含めて担当課としてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

祐徳門前地区の整備につきましては、平成27年3月に鹿島市祐徳稲荷神社門前参道景観整

備方針を策定して、その後、地元住民の方の3分の2、69名中56人の同意を得て、平成29年3月にまちづくり協定を締結しております。その後も毎月1回、市のほうからその協議会の中に顔を出して、顔を突き合わせて整備について話し合いをしているところでございます。

ただ、予算的には3件分計上しておりますが、やはり最初に手を挙げて集計する方がいらないとなかなか周りもどうなるか様子を見ている部分もありますので、せっかく国のほうの予算もついて景観整備ができる事業ですので、市としても進捗が進むようにこれからも話し合いの場を持ちたいと考えているところです。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

1点だけ質問いたします。

補正予算書の説明資料17ページの災害復旧費について質問をいたします。

これは委員協議会でも質問があったことですが、もう少し詳しく説明をお願いしたいので質問いたします。

すみません、現年発生農地ですので、14ページの23番です。申し訳ありません。説明資料の14ページの23番、現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業について、多分これは9月の補正で上がってきた予算だと思います。7月から8月の豪雨災害、台風災害についてこの予算が上がってき、右のほうに件数は農地で15件、施設で9件ということで、結局最終的には2件と4件の採択で工事がなされるというふうになっていますが、国のほうから激甚災害をして補助率が変わったということも伺っておりますので、これまでの流れについて、まず説明をお願いできますか。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

台風災害が5号は昨年の7月20日から21日にかけて、それから8月の豪雨が8月27日から28日にかけてということで被災をいたしております、これが農地と農業用施設、農業用施設というのは農道とか農水路とかこちらのほうになりますけれども、被災をされております。

そこで、これが2週間以内には県のほうに報告を上げないと指定をされませんので、早急に現地に飛びまして、様々な情報の収集をいたしましたのでござります。

その後、台風5号につきましては、8月21日に回答をいたしております。その後、9月6日に閣議決定がなされ、9月11日に公布、施行、また一方、8月豪雨の8月27日から28日にかけての災害につきましては、10月8日に調査の結果を報告いたしております。その後、10月11日に閣議決定がなされ、10月17日に公布、施行されております。

こういった中で、私どもも何とか災害の指定を受けて補助事業をやっていこうということ

でやってきたわけでございますが、これが当初、24か所想定をいたしておりました。しかし、最終的には先ほど議員が言われたように、6か所の実績ということで落ち着いたわけでございます。

これに関して、早めにこういった激甚の指定がなされれば、もう少し違ってきたのかなという感じはいたしているところでございます。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今答弁の中に、もう少し早く激甚の指定があれば、事業をやりたい、農地の修復、復興をやりたいという方がおられたかもしれないということで、やはりこら辺が国の激甚災害の指定を受ける時期と本人たちの自己負担がまずどれくらいかかるのか、自己負担がこれくらいかかるのでやむを得ない、ちょっと工事をやめておこうというような判断になろうと思いますので、やはりせっかく国の補助事業があって、これは今度工事をやらない方は多分そのままにしておられるのか、個人で工事をされておられるということで考えますので、こら辺がもう少し市として指導といいますか、激甚災害の指定がある前にいろんなことはできないということは十分分かりますけれども、そこら辺の今までの経緯から、例えば、被災された方に対しての指導等はもう少しやり方として考えられなかったのか、伺いたいと思います。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

国のはうも早急に閣議を開かれて、災害については激甚指定を早めにするように、一昨年あたりから随分早く変わられているというふうに認識をいたしております。

私どももこれだけの災害ですので、激甚になるかもしれませんよという情報は前もって皆様方にお伝えをいたしているところでございます。

しかし、内容を精査してみると様々な事案がありまして、先ほど議員が言われたように、もう自己復旧をしていっちょこうということでされている方々もいらっしゃるし、あるいは重機借上げで対応いたしているところもございます。様々な中身でそれを補完する事業もございますので、こういった部分でも対応いたしているところでございます。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

農地を守るというのは農業者にとっても大事なことでありますし、やはりこれからもこういう災害が起こり得る可能性がありますので、そこら辺のところをもう少しやはり農地の整備については、被害に遭われた方が取り組みたいと思うような市の助言なり対策をお願いし

て、私の質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番議員、福井正でございます。補正予算書で質問いたしますけれども、71ページです。71ページの道路維持費のところですね、市道改修設計委託料5,500千円減額補正になっておりますけれども、これはどこの場所の設計だったのか、まず場所を教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

場所は新町～組知線、モリナガの前の小さい道のコスモスに出るところの路線になります。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ちょうど私の地元の場所でございまして、その5,500千円減額というのが、例えば、もともとの設計費が幾らか分かりませんけれども、それに対して入札減で減ったのか、それともほかの要因で減ったのかということはどうなっていますか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

この新町～組知線につきましては、以前よりモリナガ周辺の渋滞が問題になっておりまして、地元のほうと協議会をつくっていろいろ対策を練ってきたところでございますが、設計委託するに当たり、当然地元の地権者の方々の御理解が必要ですので、その調整を取っていたところですけれども、当初、単独で行うということでありましたけれども、地権者の方の御理解も得られましたところ、交付金の補助対象のほうができるということになりましたので、そちらのほうに組み替えて今回しているところでございます。

予算書で申しますと、新設改良費の委託料のほうになりますけれども、こちらに組み替えて実施するようになりました。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

その下の道路新設改良費の増えている部分と関連があるのかなと思って実は質問いたしました。

ということは、こちらのほうに組み替えをしたということで、設計費自体は5,500千円という形で変わらないということでいいですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

金額につきましては補助対象ということでございますので、調査もちょっと入ってきますので、委託料としましては11,000千円を今のところ予定しておるところでございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

それでは、実は71ページの公有財産購入費も488千円減額になっておりますけれども、これも先ほど説明がありました用地の購入ということでよろしいんですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

この公有財産取得につきましては、単独事業でまた別の路線ということで、お話をついたところ、つかなかつたところの減額といいますか、引き続き交渉はしていますけれども、年内にちょっとできないということで減額しておるところでございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。1点だけお尋ねをしたいと思いますが、実はこの件については全協でも詳しく説明をいただきまして議論もあっているわけですが、どうしても私、まだ納得いかないんですね。

補正予算書の45ページ、国庫返還金です。これは大きな問題だと思いますが、説明も全く書いてありません。これは学校の補助金の返還の分だと思いますが、私が納得いかないといいますのは、この前もちょっと申し上げましたけれども、結局、補助金を申請するときはちゃんとした書類を作つて県、国も通ってきたわけでしょう。通ってきたわけですね。だから来たと思いますがね。ところが、それが後になって補助金を返還しなくちゃいけない。理

由はいろいろこの前もおっしゃいましたよね。

ただ、県、国も通過をしていて決定しているということになると、これはよく分かりませんけど、こちらから出す分が全く違った形で出しどって、そうじやなかつたじやないかというような形になった場合はそういうこともあると思いますが、そうじやなくてちゃんとした形での申請を国、県に出し、それが決定したということになれば、こういう形でただ単に市だけが全部返還をしなくちゃいけないというのは、その辺の内容がどうしても私は納得いかないんです。

だから、こんなして出ていますが、やっぱり県、国とも明らかにしていかんといかんと思いますが、その辺については、はっきり県と国との関係もなっているのかどうか、その辺をもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。若干補足しながら回答させていただきたいというふうに思います。

この東部中学校改築事業に伴う国庫返還金でございますが、平成25年度、平成26年度にかけて行われた事業でございまして、その分で新たに国のほうで創設をされました臨時交付金の制度を申請しというふうなことでございます。

若干経過も含めながら御説明を申し上げます。

今回の返還金につきましては、会計検査院のほうから佐賀県におきましては額確定の際の審査が不十分だったということ、そして、市においては理解が十分ではなかったというふうな指摘がなされているところでございます。

交付金の申請から実績報告に至るまで、議員がおっしゃいますように、本件につきましては補助金適正化法に基づいて所要の書類等を整えながら申請を行ったところであります。

もちろん、佐賀県、総務省、または内閣府への申請報告を行ったところであります。

初年度交付の決定、そして額の確定を受けたことから、2か年事業でございましたので、次年度も同様の申請手続を行ったところであります。

ただし、申請及び交付金の受領者はあくまでも鹿島市ということで、返還については鹿島市が返還をすること、そして冒頭申し上げましたように、審査をした佐賀県については、十分じやなかつたですよというふうな指摘がなされているところであります。

そういうことで、こちらのほうとしても所要の手続等を踏んだにもかかわらずという思いはございますが、やはりそういった返還金を返還しないといけないというふうな指摘、通知がなされていることから、今回の上程、補正の計上に至ったわけでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

まず、佐賀県の審査が不十分だったと。どういうところが問題だったのかということですね。国から指摘されるような、まずそこのところは明らかになっていますか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

本件につきましては、それぞれ交付金の要綱等が示されております。それで申請、実施計画、そして実績報告等をする際に、こういった資料をそろえてくださいということで、例えば、支出命令書であったり、そういうところをそろえて申請をしたものでございます。そこで県の審査等を通りまして、額の確定が来たということでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は今のお答えを聞いただけでも納得いかないと思うんですね。というのは、県からこれこれをつけさせてくださいと言われて、それを忠実につけていたわけですよ。そして、それが通ったわけですからね。そして、国が指摘したと。ほかにいろいろ理由があっても、それ一つ取っても私はどうしても納得いかないと思うんですよね。

まず、元に戻すと、鹿島市が全くそれに合わないような作りで瑕疵の申請をしたわけじゃないですからね、忠実にやったわけですからね。私はそこを考えるとき、確かに補助金というのは鹿島市がもらってますが、しかし、それに至るまでの責任というのは、じゃ、何のために県がそういうチェックをせんといかんかと。そういうことであるなら、もういろんなことを言わんて直接やったっていいじゃないかと、そういう形になるならね。

やっぱり最終的に県も責任を取らなくちゃいけないという気が私はどうしてもするんですよ。それについて県は何か言っていますか。これはあんた方がもううたとやけん、それはあんた方は払わんばいかんばいというようなことでは私はどうしても納得いかないんですが、県が何かその辺については、こがんしたけん返さんばらんばってん、何なっこんごめんなさいばしようかとか、そういうことはないと思いますが、今、県がどういうふうなことをこれに対して言っているか、それとも知らんふりのままなのか、その辺について。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

本件につきましては、あくまでも申請をしたのは鹿島市というふうなところで、県のほうから、例えば、先ほど議員がおっしゃったようなことというのは特にはございません。

そもそもこの臨時交付金につきましては、やはり公共投資の地方負担がなかなか大規模であったりとか、地方の資金調達に配慮をすることから、地方の経済対策の迅速かつ円滑な実施ができるようにというふうな、そもそもの趣旨がありまして、こちらのほうとしてもその趣旨に合致をするものだというふうなことで申請をしたものであります。

もちろん、先ほど議員がおっしゃったように、そういった所要の手続等を踏みながら書類等の確認をされたとは思いますが、決定をなされた後にこういった実地検査に伴う指摘というふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は何を言われても、正しくこっちはやってきているんですから、それにのっとってやつたわけですから、後で理由づけして国がどんな言ってもどうしても納得いかない。55,000千円で大きいですよね。全く財源は違うのですが、私がいつも国保の均等割をなくせと言いますが、あれは18,000千円あつたらできると言いますからね。こんな55,000千円なんて、せっかくよかったですねと言っているときに、こういう無駄に——私は無駄と言いたいですよ。出さなくちゃいけないということ、私はやっぱりこれは何と言われても納得いかないという態度を取っていきたいと思います。

それと、やっぱりこれは大事なことですから、説明書、予算書の中にはちょっと説明を入れとったほうがよかったですかね。ちょっと不親切でしたね。ということで終わりたいと思います。

○議長（角田一美君）

ほかにないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 令和元年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時10分から再開します。

午後0時6分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 議案第11号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6. 議案第11号 令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

議案第11号 令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

議案書は15ページ、議案説明資料は20ページとなります。

今回の補正は、国の追加補正に伴いまして、西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託の増額を行うものでございます。

詳細につきましては補正予算書にて説明いたしますので、お手元のほうに御準備ください。

補正予算書1ページをお開きください。

予算の総額に歳入歳出それぞれ50,000千円を増額し、補正後の総額を1,548,984千円いたすものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 岁入歳出予算補正に、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は第2表 繰越明許費に、そして、地方債の変更は第3表 地方債補正によるものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表 岁入歳出予算補正となっております。

次に4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費でございますが、この件につきましては別冊の議案説明資料にて御説明をいたします。

説明資料20ページを御覧ください。

最初の鹿島市公共下水道中牟田グリーンセンター改築工事委託は、日本下水道事業団への委託事業であります。入札不調により再設計等に不測の日数を要したことから39,000千円を繰り越すものです。

次の鹿島市公共下水道西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託は、国の補正予算により50,000千円を繰り越すもので、2案件合わせまして89,000千円を、翌令和2年度へ繰り越すことといたしております。

次に、補正予算書5ページにお戻りください。

第3表 地方債補正でございます。

今回の補正に伴い、起債限度額を433,400千円から458,400千円に変更するものでございます。

6ページをお開きください。

次の7ページまでは事項別明細書です。説明は省略させていただきます。

8ページを御覧ください。

歳入予算でございます。

3款1項1目. 公共下水道費国庫補助金は25,000千円を増額しております。

9ページをお開きください。

7款1項1目. 公共下水道事業債も、25,000千円を増額いたします。

10ページより歳出予算となります。

1款2項1目. 建設事業費は、西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託料として50,000千円を増額し、801,169千円といたします。

11ページをお開きください。

地方債に関する調書でございます。建設事業費の増額補正により、今年度末現在高見込額は25,000千円増の5,671,287千円となります。

以上、令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号

○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 議案第12号 令和元年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

当局の説明を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

議案第12号 令和元年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は16ページです。

お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、補正予算書の御用意をお願いいたします。

今回の補正の主な内容は、保険税額の歳入見込み、国への償還金の増額等でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ18,970千円を追加し、補正後の予算の総額を3,868,787千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページから4ページの第1表 岁入歳出予算補正のとおりでございます。

5ページをお開きください。

5ページと、次の6ページは今回の補正予算の事項別の明細書でございます。説明は省略いたします。

7ページをお開きください。

ここからは歳入になります。

1款1項1目的一般被保険者国民健康保険税につきましては、国保税の現年課税分の収入見込みにより医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護保険納付金分を合わせまして17,500千円を増額いたし、滞納繰越分は医療給付費分、後期高齢者支援金分を7,600千円減額補正するものでございます。

8ページをお開きください。

3款1項1目. 保険給付費等交付金は、交付額の見込みなどにより合計で19,616千円の減額でございます。

9ページを御覧ください。

5款1項1目. 基金繰入金は、決算見込みにより25,000千円増額し、国民健康保険基金より合わせて70,000千円を国保特別会計に繰り入れるものです。

10ページをお開きください。

5款2項1目. 一般会計繰入金は5,643千円の減額で、主に財政安定化支援分の減額など決算見込みによる補正でございます。

11ページを御覧ください。

7款4項1目. 一般被保険者第三者納付金は9,329千円の増額です。第三者納付金は、交通事故など相手方となる加害者がいるけがなどに対しまして、支払った医療費を加害者側に請求するもので、決算見込みによる補正でございます。

続きまして、歳出につきましては主な項目だけ御説明いたします。

14ページをお開きください。

2款1項2目の退職被保険者等療養給付費は、給付費の見込みにより969千円の減額です。

18ページをお開きください。

6款1項1目の特定健診等事業費は、受診者数の見込みなどにより5,516千円の減額でございます。

20ページをお開きください。

9款1項3目の償還金は28,828千円の増額でございます。内容は、平成30年度の普通交付金や特定健診負担金の額の確定などに伴う返還金の計上でございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の御説明を終わりたいと思います。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

1点だけちょっと質問させていただきます。

補正予算説明資料の18ページ、このところの委託料が減額5,082千円ということで、特定健診委託料が4,163千円減額になっているわけですけど、特定健診の状況がなかなか悪いのかなという感じがするんですけど、この特定健診を受けるべき方がどのくらいいらっしゃって、実際どのくらい受診されているのか、それによってこの減額の金額というものが出てきたと思うんですけど、それをちょっと教えていただけますか。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。

暫時休憩します。そのまま自席でお待ちください。

午後1時24分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（角田一美君）

再開いたします。

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

すみません、お待たせしました。

まず、受診者数ですけれども、見込んでいた2,025人が、今回の補正で1,400人ということになりましたので、これだけ減額をさせていただきました。ただ、対象者に関しては、国保の人数ということで、すみませんが、平成30年度の人数でもよろしいでしょうか。4,766人。大体4,700人から4,800人ぐらいで推移しております。この対象者の受診者で、このパーセントを大体出しているところでございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今回の補正、増額にはなっているわけですが、その原因となるのは償還金のほうが28,830千円という、ここからが増額ということで、実際はほとんどのところが減額になっているわけですね。その最大の理由として、先ほど言った特定健診でなかなか多分担当課は相当御苦労されていると思います。いろいろ御案内を、受診をしていただきたい方といいますか、対象者に対してはいろんな文書であったり様々な送付をされている御苦労は分かっております。しかし、実際はやはりこれだけであるということで、特定健診を受けていただいたほうが最終的には国保の負担というか、それも軽減になっていくというわけです。

今回は補正予算ですが、今後に向けてまた何かしら今までの反省点とかがあって、改良すべき点というものを感じていらっしゃるのか、それをお答えいただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

議員おっしゃるように、これまでいろいろなアイデア、例えば、特定健診を日曜日にしたりとか、通知の仕方を変えてみたりとか、いろんなことでやってまいりましたけど、なかなか成果が今のところ出でていないということで、鹿島市の現状を申しますと、特定健診には個別健診と集団健診がございまして、個別健診というのは病院で受けていただく健診、あと、集団で受けていただくのは保健センターで行う健診なんですけれども、鹿島市の場合は個別健診の率が圧倒的に多くございます。ですので、医師会と何とか連携して協力して、その受診率を上げられないかというところで、医師会の定例会といいますか、例えば、休日など

もクリニックの運営委員会でもいろんな議題を出していただいているので、これから医師会とも連携をいたしまして、いろんな案をいただいておりますので、例えば日曜日に、ある個別の病院がされるとか、そういったアイデアを一つ一つクリアしながら、これは一遍には向上しないと思いますので、地道に一歩一歩進めていきたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 令和元年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号

○議長（角田一美君）

次に、日程第8. 議案第13号 令和元年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

当局の説明を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

議案第13号 令和元年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

議案書は17ページです。

お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、補正予算書の御用意をお願いいたします。

今回の補正の主な内容は後期高齢者医療保険料や納付金の決算見込みによるものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,225千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ419,571千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページと3ページの第1表 岁入歳出予算補正のとおりでございます。

4ページをお開きください。

4ページと、次の5ページは今回の補正予算の事項別の明細書でございます。

6ページを御覧ください。

まず、歳入でございますが、主な項目のみ説明をさせていただきます。

1款1項1目 特別徴収保険料は4,199千円の減額、2目 普通徴収保険料は1,357千円の減額で、いずれも決算見込みによるものでございます。

7ページをお開きください。

3款1項1目 事務費繰入金は1,430千円の減額、2目 保険基盤安定繰入金は247千円の減額で、いずれも決算見込みによるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

9ページをお開きください。

主な項目のみ説明をさせていただきます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料などの決算見込みにより7,233千円の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 令和元年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明28日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時35分 散会